

基本理念

川崎市では、すべての地域住民を対象とした「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とする地域包括ケアシステムの構築を進めています。

その取り組みの一つとして、南部・中部・北部の市内3ヶ所の地域リハビリテーションセンターを中心に、年齢や疾病、障害の種別等で限定しない全世代・全対象型の支援を実施していきます。

川崎市においては、立つ・歩く等の身体機能回復にとどまらず、食事や入浴、掃除や外出をする、就労や社会参加等の生活全体を支える「地域リハビリテーション」に取り組みます。

中部リハビリテーションセンターは、中部地域支援室、中部在宅支援室、中部日中活動センター、中部地域生活支援センターを官民協働で一体的に運営し、個別支援の充実と地域力の向上を推進します。

施設概要

設置主体 川崎市

運営主体

- 中部地域支援室：川崎市
- 中部在宅支援室：社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
- 中部日中活動センター：社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
- 中部地域生活支援センターはるかぜ：社会福祉法人川崎聖風福祉会

所在地 川崎市中原区井田3丁目16番1号

施設規模 敷地面積 6219.48㎡/延床面積2842.63㎡/鉄筋コンクリート造地上2階建て



事業概要

～中部リハビリテーションセンターでは～

「もっと暮らしやすくしたい」「もっと外出や家事をしたい」「もっと人と交流したい」「働きたい」「困っているけれど、どうすれば良いかわからない」など、生活や仕事などのお悩みについてお話を伺い、適切なサービス提供や支援を考えます。ご本人はもちろん、ご家族の方も、お気軽にお問い合わせください。

※問い合わせ先は裏面をご覧ください。



フロア案内



1 中部地域支援室・中部在宅支援室(2階)

身体・知的・精神障害のある方や高齢者、難病患者等に対し、専門職による来所面談やご自宅等への訪問等により、地域生活支援を行います。また、区役所をはじめ、障害者相談支援センター、地域包括支援センター等の関係機関に対して、専門的・技術的支援等を行います。

- 総合相談・総合評価
- 在宅リハビリテーションサービス事業
- 福祉用具等の評価・判定・作製
- 療育手帳の判定・評価支援
- 在宅障害者地域サービス事業
- 精神保健福祉の相談・支援
- 普及啓発・研修・研究

2 中部日中活動センター(1階)

利用される方一人ひとりが地域社会において豊かで充実した生活を送れることを目指し、支援します。それぞれの方のニーズに応じて、障害者総合支援法に基づく4つの事業を一元的に提供します。

中部リハビリテーションセンター内外の関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

- 生活介護事業
- 自立訓練(生活訓練)事業
- 就労移行支援事業
- 就労継続支援B型事業

3 中部地域生活支援センターはるかぜ(2階)

「ゆったり、のんびり、おだやかに。ここで自分を再発見」をテーマに精神障害のある方の日中活動を応援します。利用される方一人ひとりが自分らしい時間の過ごし方を見つけられるよう、支援の輪を広げていきます。

- 地域活動支援センター事業
- 地域移行・地域定着支援体制整備事業
- 一般相談支援及び特定相談支援事業
- 交流促進事業(会議室運営)